

石川県青少年総合研修センター指定管理者募集要項

石川県青少年総合研修センターの指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称（愛称）

石川県青少年総合研修センター（ユースパルいしかわ）

(2) 所在地

石川県金沢市常盤町2-1-1

(3) 施設の沿革

青少年指導者等の養成及びその交流の機会を通じ、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、財団法人石川県青年会館から取得した建物（昭和53年建設）を改修し、平成14年4月に開設しました。

平成18年4月から指定管理者制度を導入しています。

(4) 施設の概要

土地 13,447㎡

建物 石川県青少年総合研修センター

鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造

陸屋根5階建 延床面積5,082.87㎡

（別紙1、2を参照）

(5) 開館時間

午前9時～午後10時（朝夕2時間ずつは、利用者の要望により開館）

ただし、県が特に必要と認めるときは、指定管理者と協議の上、臨時に開館時間を変更できることとします。また、宿泊者の利用時間については、別途協議となります。

(6) 休館日

1月1日～1月3日及び12月29日～12月31日

ただし、県が特に必要と認めるときは、指定管理者と協議の上、臨時に休館し若しくは開館することとします。

(7) 過去3年の施設の利用状況

年 度	利 用 者 数	うち宿泊者数
令和元年度	44,766人	13,351人
令和2年度	16,308人	2,445人
令和3年度	17,730人	3,000人

(8) 使用料

石川県青少年総合研修センター条例第9条により徴収します。

使用料は、原則前納徴収としますが、県が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

ただし、同条例第10条により、県は、青少年関係団体等が青少年の健全育成に資する事業を行う場合など、特に必要があると認めるときは、使用料を減免します。

年 度	減免後の使用料収入	減 免 額
令和元年度	65,497千円	4,296千円
令和2年度	21,492千円	1,520千円
令和3年度	23,947千円	1,322千円

2 施設管理の基本的な考え方

石川県青少年総合研修センターの設置目的の範囲で、適切かつ効率的な施設の運営管理を行うとともに、現サービスを維持し、より質の高いサービスの提供と積極的な利用の誘致活動により、利用者・宿泊者の増加を図ることとします。

また、周辺の地域住民と良好な関係を築き、施設の円滑な運用を図ることとします。

3 指定管理者の業務

(1) (使用料の徴収事務に関すること。

(別紙3「歳入の徴収委託事務の流れ」により事務を行うこと。)

(2) 利用者への利便供与及び安全衛生に関すること。

(フロント業務及び宿泊者、研修等参加者の送迎のための車両を運行することを含む。フロント業務の概要及び車両の運行基準は別紙4-1、4-2を参照)

(3) センターの利用の誘致活動に関すること。

(4) センターの施設、設備及び物品の維持管理及び修繕に関すること。

※ なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができます。

※ 県が主催する研修事業及び青少年団体の実施する研修事業を、優先的に実施できるよう指定管理者は協力しなければなりません。その開催日時や使用する会議室等については、県は指定管理者と協議し定めることとします。(なお、県が主催しない団体の青少年研修事業は1年前に受付開始。一般団体は6ヶ月前に受付開始。)

※ センターに関する要望及び苦情に対しては誠意をもって対応するとともに、速やかに、県へその内容を報告することとします。

※ 喫茶・食堂部門の運営については、別途、案内しますので、県少子化対策監室へ必ずお問い合わせください。

4 管理業務の範囲外の業務

センターの設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と負担により、自主事業を実施することができます。

5 指定管理者以外でセンター及びその敷地を占有使用する者

(1) 石川県青年団協議会

(2) 知事が使用許可した者

6 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

(1) 適切なサービスの提供を行うこと。

(2) 施設設備及び物品の用途は現状のままとし、維持管理については善良な管理者の注意をもって行うこと。

(3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(4) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

ア 地方自治法(第244条、第244条の2)

イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

- ウ 石川県青少年総合研修センター条例及び同条例施行規則
 - エ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。
 - オ 行政不服審査法、行政事件訴訟法
指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。
 - カ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）
指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。

7 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※指定の期間は県議会の議決事項となります。

※指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

次の資格を全て満たす法人その他の団体であること。

- (1) 石川県内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

イ 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの

- ① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
- ③ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者

- (7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。
- (8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

9 応募の方法

(1) 募集要項の配付

①配付期間

令和4年8月10日(水)から10月7日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで

②配付場所

石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課(行政庁舎8階)

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1422

③インターネットによる配布

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/youthpallkoubo.html>

(2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類(持参又は郵送の場合、正本1部、副本1部(④⑤⑩は正本1部のみ提出)。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部)を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑩は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

①指定管理者指定申請書(別紙様式1)

②石川県青少年総合研修センター指定管理者事業計画書(別紙様式2)(複数の事業計画書を提出することはできません)

③石川県青少年総合研修センター管理業務の収支予算書(別紙様式3)

④定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

⑤法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類

⑥貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(過去3事業年度分)

⑦役員等名簿(別紙様式4)

⑧役員の略歴を記載した書類

⑨組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類

⑩石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類

⑪労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)

⑫グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類

(3) 申請書類の提出

①提出期間

令和4年8月10日(水)から10月7日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時までの間を除く)

②提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課(行政庁舎8階)

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1422

※ 郵送の場合、最終日の午後4時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課

電子メール e150300@pref.ishikawa.lg.jp

※FAXによる提出はできません。

③提出部数(持参又は郵送の場合)

正本1部、副本1部(副本は正本の複写可)

④留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

10 提案を求める事項

以下について提案を求めます。提案は、指定管理者事業計画書(別紙様式2)に記載してください。

(1) 管理運営の基本的な考え方

申請理由、管理運営方針等

(2) 維持管理に関する業務

施設、設備の維持管理の考え方、コスト削減の考え方等

(3) 事故・事件の防止措置及び緊急時の対応等

緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法等

(4) 賑わい創出の取組

賑わい創出の取組等

(5) 管理料の提案

次に掲げる範囲内で、単年度当たりの管理料に関する提案を求めます。

県が各年度指定管理者に支払う管理料として年度当初に定める金額は、提案額を基準に、予算の範囲内で県と指定管理者が協議して定めるものとします。

なお、当該年度の使用料収入等が収入基準額を超過した場合は、年度末において超過相当額を管理料に増額するものとし、当該年度の使用料収入等が収入基準額を下回った場合は、年度末において不足相当額を管理料から減額するものとします。

※管理料(単年度) 65,019,000円

※収入基準額(単年度) 67,743,000円

(使用料収入と喫茶・食堂部門等の光熱水費の合計)

※管理料は消費税及び地方消費税を含んだ額です。

(6) 利用料金の提案（利用料金制の導入施設のみ）

施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、管理料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

提案に当たっては、条例で定めた金額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。条例で定めた料金は次のとおりです。

区分		午前		午後		夜間		全日			
		午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後10時まで		午前9時から午後10時まで			
1	ホール	27,230円		31,420円		31,420円		90,070円			
2	研修室1	9,420円		10,470円		10,470円		29,330円			
3	研修室2	6,280円		7,330円		7,330円		19,900円			
4	研修室3	6,280円		7,330円		7,330円		19,900円			
5	研修室4	6,280円		7,330円		7,330円		19,900円			
6	研修室5	6,280円		7,330円		7,330円		19,900円			
7	研修室6	6,280円		7,330円		7,330円		19,900円			
8	大研修室	15,710円		18,850円		18,850円		50,280円			
9	多目的室1	A	研修に使用する場合	5,760円		6,280円		6,280円		17,800円	
			宿泊に使用する場合	1人1泊につき		3,450円					
	B	研修に使用する場合	5,760円		6,280円		6,280円		17,800円		
		宿泊に使用する場合	1人1泊につき		3,450円						
10	多目的室2	研修に使用する場合	3,140円		4,190円		4,190円		10,470円		
		宿泊に使用する場合	1人1泊につき		3,450円						
11	多目的室3	研修に使用する場合	2,300円		3,140円		3,140円		7,750円		
		宿泊に使用する場合	1人1泊につき		3,450円						
12	多目的室4	研修に使用する場合	3,140円		4,190円		4,190円		10,470円		
		宿泊に使用する場合	1人1泊につき		3,450円						
13	講師控室	620円		830円		830円		2,280円			
14	視聴覚室	6,280円		7,330円		7,330円		19,900円			
15	工芸室	6,280円		7,330円		7,330円		19,900円			
16	調理室	7,330円		8,380円		8,380円		23,040円			
17	宿泊室	洋室	2人用	2人1泊につき		4,920円		1人1泊につき		5,230円	
			3人用	3人1泊につき		4,400円		2人1泊につき		4,920円	
				1人1泊につき		5,230円					
				4人1泊につき		4,190円		3人1泊につき		4,400円	
	2人1泊につき		4,710円		1人1泊につき		5,020円				
5人用	5人1泊につき		3,980円		4人1泊につき		4,190円				
	3人1泊につき		4,400円		2人1泊につき		4,710円				
	1人1泊につき		5,020円								
和室	6人用	6人1泊につき		3,450円		5人1泊につき		3,560円			
		4人1泊につき		3,660円		3人1泊につき		3,770円			
		2人1泊につき		3,870円		1人1泊につき		3,980円			
18	附属設備	購入価額、耐用年数等を考慮して知事が定める額									

なお、使用料の収入実績が見込みを下回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

料金収入の見込みと実績は次のとおり（消費税及び地方消費税を含んだ額）となっていますので参考としてください。

（参考）令和3年度及び過去3年度の入場者数と使用料収入の実績

令和元年度実績	44,766人	65,497千円	（減免額	4,296千円）
令和2年度実績	16,308人	21,492千円	（減免額	1,520千円）
令和3年度実績	17,730人	23,947千円	（減免額	1,322千円）

(7) 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度、申し込みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることができるものとしてください。

(予め指標を定めておき、目標値のみ提案を求める場合は、その指標について説明)

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

なお、過去3年間の利用者アンケートにおける満足度の推移は次のとおりです。

年 度	利用者サービス	施設の維持管理
令和元年度	96.3%	96.3%
令和2年度	96.1%	94.8%
令和3年度	99.4%	96.4%

1.1 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和4年10月(予定)に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が(3)の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

なお、申請者の中に適切に管理できると認める団体がいなかった場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である健康福祉部の部長を委員長とし、健康福祉部の企画調整室長、子ども政策課長、中小企業診断士、青少年関係団体の代表者で構成することとしています。

(3) 選定の基準

① 施設の目的に沿いつつ、県民の平等な利用が確保されること(配点10点)

(小項目)

- ・青少年の健全育成のための施設として十分な配慮がなされていること
- ・利用者に対し公平な利用が確保されていること

② 最少の経費で施設等の適切な維持管理を図ることができること(配点30点)

(小項目)

- ・管理委託料の提案内容が妥当であること
- ・管理の水準が現状を下回らないものであること
- ・緊急時の対応・安全管理に問題がなく、個人情報保護対策が適切であること

③ 最少の経費で施設の効用を最大限に発揮できること(配点25点)

(小項目)

- ・施設の利用促進につながるよう、サービスの質の向上を図るための取り組みが計画されており、その内容が実現可能であること

- ・適切な数値目標のもと、積極的に利用の誘致活動に取り組むことが計画されており、その内容が実現可能であること
 - ・施設を案内するホームページを作成し常に更新すること
- ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること（配点25点）
- （小項目）
- ・施設の管理に必要な人員が確保されていること
 - ・現在の管理者からの業務移行が適切に行われ、職員の指導・研修体制が整備されていること
 - ・類似施設の管理実績を有するとともに、申請者の経営状況が良好であること
- ⑤ その他の基準（配点10点）
- （小項目）
- ・次世代育成支援に企業として取り組むこと

（4）選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

12 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内 容		指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検		○	
②施設・備品の維持管理		○	
③安全衛生管理		○	
④使用料の収納		○	
⑤施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外		協議事項
⑥利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外		協議事項
⑦施設・備品の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの）		○	
⑧施設・備品の大規模修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの）			○
⑨個々の業務の委託		○	
⑩施設の法的管理	施設の使用許可、取消し	○	
	施設の目的外使用許可、取消し		○
⑪法令等の変更	施設の設定基準、管理基準に係るもの		○
	上記以外	○	
⑫需要の変動	利用者数、利用料金収入の減少	○	
⑬物価の変動	物価上昇によるもの	○	
	運営に重大な影響を及ぼすもの		協議事項
⑭税制度の変更	一般的な税制変更（消費税除く）	○	
	消費税の変更		○

⑮保険への加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑯災害時の対応	連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示、復旧措置		○
⑰包括的な管理責任			○

13 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和4年8月10日（水）から8月24日（水）の午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（別紙様式5）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 076-225-1423 子ども政策課あて

電子メール e150300@pref.ishikawa.lg.jp

※電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

14 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、(4)により、事前に参加申込をしてください。事前に参加申込がない場合は、参加できません。

(1) 開催日時

令和4年8月31日（水）午後2時から3時間程度

(2) 集合場所・時間

石川県青少年総合研修センター 多目的室1

13時50分までに集合してください。

(3) 参加人数

1団体につき3名までとします。（グループで申請する場合も同様とします。）

(4) 申込方法

令和4年8月24日（水）までに、現地説明会参加申込書（別紙様式6）に所要事項を記載の上、FAX又は電子メールで提出してください。

石川県健康福祉部少子化対策監室子ども政策課 担当 北野、庭田

FAX 076-225-1423

電子メール e150300@pref.ishikawa.lg.jp

15 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

(1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 選定に関する不当な要求をした場合

(6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

- (7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合
- (8) その他不正な行為があった場合

16 協定の締結

- (1) 指定の議決後、センターの管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消します。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消します。

17 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しております。

令和4年8月10日～10月7日	募集要項の配付
8月10日～8月24日	質問事項の受付
8月24日	現地説明会参加申込締切
8月31日	現地説明会
8月31日まで	質問事項の回答
8月10日～10月7日	申請の受付
10月	選定委員会の開催
11月	指定管理者の候補団体の決定
12月（12月議会）	指定管理者の指定の議決
令和5年3月まで	協定の締結
	事務の引継
	中期経営目標の策定、公表
4月1日	指定管理者による管理の開始

18 様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 収支予算書（別紙様式3）
- (4) 役員等名簿（別紙様式4）
- (5) 質問書（別紙様式5）
- (6) 現地説明会参加申込書（別紙様式6）

お問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部少子化対策監室

子ども政策課 担当 北野、庭田

TEL：076-225-1422

FAX：076-225-1423

電子メール：e150300@pref.ishikawa.lg.jp